

令和5年第1回館山市国民健康保険事業の運営に関する協議会

議事録（審議事項）概要

《審議事項（諮問）》

- （１）令和4年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案
- （２）令和5年度館山市国民健康保険特別会計当初予算案
- （３）館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記、審議事項について説明等を行いました。その概要については以下のとおりです。

<説明概要>

本日ご審議いただきたい事項は、3点ございます。

まず、1点目、令和4年度の補正予算案についてですが、主な点は、今年度決算剰余金見込額の基金積み立てと前年度補助金等の精算に伴う返還金として、約2億3千万円の増額補正をお願いするものです。

2点目は、令和5年度の当初予算案についてです。令和5年度の当初予算案ですが、予算総額で、対前年度8千万円ほど減少しています。主な原因は被保険者数の減少です。団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行していることに伴い、被保険者数が年々減少しています。

それから、国保税率につきましては、県が示す標準保険料率は前年度に比べ上昇しておりますが、国保財政調整基金を活用することにより、現在の税率を維持し、令和5年度の引き上げは行わない予定です。

3点目は、国民健康保険条例の一部を改正する条例案です。令和5年2月1日に出産育児一時金の引き上げについて規定した健康保険法施行令等が公布されたことに伴う改正です。

それでは、審議事項1「令和4年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案」から、ご説明いたします。歳入及び歳出の合計欄ですが、それぞれ当初予算額6億7,811万7千円から、補正額2億3,469万7千円を増額し、補正後の予算額を6億4,281万4千円にしようとするものです。

補正内容ですが、まず、歳出ですが、「1.基金積立金の補正」として、2億2,744万5千円を増額し、令和4年度決算剰余金見込額を財政調整基金に積み立てるものです。

次に、「2.諸支出金の補正」として、725万2千円を増額するものです。内訳は、「特定健康診査等負担金返還金」が714万8千円の増額、「災

害臨時特例補助金返還金」が10万4千円の増額で、いずれも令和3年度分の精算に伴う返還金です。

続きまして、歳入ですが、「1.繰入金の補正」として、625万6千円を減額するものです。内訳として、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分は、被保険者数の減少に伴う軽減世帯数の減少等により458万円の減額、保険者支援分は1人あたり平均保険税算定額の上昇等により491万円の増加となります。未就学児均等割保険税繰入金は、軽減額の確定により9万2千円の増加となります。財政安定化支援事業繰入金は、算出の基礎となる保険基盤安定繰入金の保険税軽減分の減少により、667万8千円の減少となります。いずれも、令和4年度の額の確定により、補正後の額をその額に合わせようとするものです。

次に「2.繰越金の補正」として、国保会計の前年度実質収支額の確定により、繰越金の予算額をその額、約2億6,095万3千円に合わせようとするものです。以上で、補正予算案の説明を終わります。

続きまして、審議事項(2)「令和5年度館山市国民健康保険特別会計当初予算案」について、説明させていただきます。平成30年度から、国保財政の安定と国保制度の継続を目的として、国保の財政運営に県が大きく関わる、いわゆる国保の広域化がスタートしています。このことにより、お金の流れと、市の国保会計の予算科目が大きく変わりましたので、その内容から簡単に説明します。

市町村は引き続き、歳入で国民健康保険税を徴収し、歳出では、保険給付費として医療費等を支払っていくということは、変わりありません。広域化により変更となった点ですが、歳出の保険給付費の内、医療費の部分の費用全額について、県は歳入の県支出金の中にあります普通交付金として市に交付してくれます。一方県の方は、その普通交付金を各市町村に交付するために、必要額を各市町村から納付金として集めます。それが市では、歳出側にある事業費納付金です。納付金は市町村ごとの被保険者数、それから医療費水準や所得水準から計算して、県が決定します。広域化以降は、医療費が急に増加しても、その分は県から交付金があるため、慌てることなく、この最初に決められた事業費納付金の額を、県に納付できればいいということに変わり、財政的に安定したと言えます。

さらに、広域化後は館山市の予算科目であっても、主要な科目について県が試算して提示することになりました。具体的には、まず県は館山市の歳出の保険給付費、いわゆる医療費の額を推計します。医療費の額を推計したことにより、歳入の普通交付金も決まります。それから県は、歳出の事業費納付金の金額を決定し、その事業費納付金を納付するための国保税必要額と、館山市がその国保税を確保するための税率、いわゆる標準保険料率についても提示します。この当初予算案については、県が積算した金額を参考に予算

計上したものです。

県から示された令和5年度標準保険料率については、統計資料「4. 国保税率」の「千葉県標準保険料率 令和5年度」の欄が、県から示されたものです。そして、その上の行が「平成30年度から令和5年度」の「館山市の税率」となっています。

館山市の税率を県の標準保険料率と比較しますと、合計は、所得割が、マイナス0.18パーセント、均等割額が、マイナス8,941円、平等割額が、マイナス2,339円とそれぞれ低くなっています。市町村は県から示された標準保険料率を参考にして、実際の税率を決定することになりますが、館山市としては、財政調整基金等を活用することにより、現在の国保税率を維持し、令和5年度については、国保税率の引き上げは行わない予定です。

全体の予算規模ですが、歳入歳出予算額ともに、合計60億9,701万7千円を計上しました。令和4年度当初予算と比較して、8,110万円、率にして1.3パーセントの減少となっています。県は1人あたりの医療費は増加を見込んでいますが、国保の被保険者数の減少がそれを上回った結果、会計全体が減少となっております。歳出の内、保険給付費のところの合計額は、44億2,223万1千円で、令和4年度当初予算と比較しまして、1億7,849万9千円、3.9パーセントの減少と見込んでいます。

この当初予算案の各科目の説明ですが、まず、歳入予算の主なものですが、国民健康保険税について、9億470万9千円を計上しました。令和4年度当初予算と比較して、4,217万9千円、率にして4.5パーセントの減少となっています。内訳は、現年課税分が8億8,375万7千円、滞納繰越分が2,095万2千円です。

現年課税分については、広域化による県の積算額を採用せず、市独自で所得の見込額に県が試算した被保険者数と標準的な収納率を乗じて算出した額を計上しました。その結果、所得見込額及び被保険者数の減を見込んだため、減少となっています。

続いて「保険給付費等交付金」ですが、43億8,218万4千円を計上しました。令和4年度当初予算と比べて、3.8パーセント、1億7,095万6千円の減少です。内訳は、「普通交付金」が43億1,536万9千円、「特別交付金」が6,681万5千円です。

「普通交付金」については、葬祭費、出産育児諸費を除く保険給付に必要な費用が、全額県から交付されます。その保険給付費の額は、過去の実績や被保険者数の動向により、県が積算したものです。医療費は、県がすべて普通交付金として交付するため、本来であれば医療費と同額を計上するところですが、その年度内では県の予算の範囲内での館山市への交付となり、翌年度精算となる可能性もあることから、念のため、医療費に対して8,300万円ほど少なく計上しています。また、「特別交付金」についても、県が積

算した額を参考に計上しています。

続いて「他会計繰入金」ですが、4億3,836万3千円を計上しました。令和4年度当初予算と比べて、0.3パーセント、124万3千円の増加です。内訳は、すべて一般会計からの繰入金で、「1.保険基盤安定繰入金」、「2.職員給与費等繰入金」などですが、法定外となる繰入金については、予算計上しておりません。

なお、令和4年度から「未就学児均等割保険税繰入金」が追加されました。この繰入金は、未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により減額する措置で、減額した額を一般会計から繰り入れるものです。繰入金額は、193万8千円を計上しています。

次に歳出予算の主なものです。「保険給付費」については、44億2,223万1千円を計上しました。令和4年度当初予算と比べて、3.9パーセント、1億7,849万9千円の減少となります。

内訳の主なものは、「1.療養給付費」、これは被保険者が病院にかかったときの自己負担以外の部分ですが、37億2,994万2千円、「5.高額療養費」が6億3,497万5千円です。これらの医療費については、県が推計した額を予算計上したものです。先程、少し説明しましたが、県は一人あたり医療費の増加を見込んでいますが、国保被保険者数が減少していることから、医療費全体の額が減少しています。「7.出産育児諸費」は、のちほど国民健康保険条例の一部改正案でご説明しますが、出産育児一時金を42万円から50万円に引き上げて計上したため240万円の増加となります。

なお、国は令和5年度に限り、引き上げ分について、出産育児一時金の支給1件あたり5千円を国庫補助として財政支援することとしています。

続いて「国民健康保険事業費納付金」ですが、15億1,474万8千円を計上しました。令和4年度当初予算と比べて、6.0パーセント、8,577万2千円の増加となります。これは、「保険給付費等交付金」の財源や、県が行う国保に関する事業の財源として、県に納める納付金です。県は県全体の保険給付費の必要額から、市町村ごとの所得水準や医療費水準を考慮して、納付金の額を決定します。予算額については、県が積算した金額を計上しました。内訳は、医療給付費分が10億17万6千円、後期高齢者支援金等分が3億8,173万1千円、介護納付金分が1億3,284万1千円となります。増加の理由ですが、県全体で、1人当たりの保険給付費及び後期高齢者支援金が増加していること、県内全市町村の所得に対する館山市の所得の割合が上昇したことなどが要因です。

次に「特定健康診査等事業費」ですが、4,780万円を計上しました。令和4年度当初予算と比べて、25.2パーセント、961万5千円の増加です。増加となった理由ですが、新規事業として「保健事業実施計画（データヘルス計画）策定委託事業」及び「特定健診未受診者対策業務委託事業」

を新たに計上したためです。

続いて「財政調整基金繰入金」として、3億4,385万4千円を計上しています。これは、他の歳入の額、歳出の額をあてはめていき、歳入の不足額を調整するために計上したもので、今回の当初予算案では、この額の基金の取り崩しが必要というかたちになっています。取り崩しの額が大きくなっている理由は、歳出予算の一人当たり国民健康保険事業費納付金の増加と歳入予算の国民健康保険税の減少等によるものです。

なお、先程の2月補正予算案での積み立ても踏まえ、当初予算後の基金の残高は、1億9,571万4千円となります。

先ほどの「特定健康診査等事業費」の新規事業となる「館山市国民健康保険事業実施計画(データヘルス計画)」について、説明させていただきます。まず、目的ですが、この計画は医療保険者ごとに策定が義務付けられており、館山市の国民健康保険被保険者のレセプトデータや特定健診データの分析により、健康課題と改善目標を明確にした上で、被保険者の健康増進のための保健事業を効果的かつ効率的に実施するための計画です。今回策定する計画は、第3期となり、計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間となります。計画の内容については、今年度末に国が示す第3期データヘルス計画策定の手引きを参考に作成してまいります。また、「館山市特定健康診査・特定保健指導実施計画」についても、第4期となる計画を合わせて策定いたします。

続きまして、館山市の国民健康保険の最近の動向を、少し説明させていただきます。まず、被保険者数・医療費ですが、被保険者数は1万3,190人、1万2,755人、1万2,410人と、年々減少しています。原因は人口の減少、社会保険の適用拡大などありますが、一番大きな要因は75歳以上の後期高齢者医療への移行ということで、高齢化によるものです。内70歳以上の被保険者数は、3,576人、3,811人、3,935人と増加しています。また、一人当たり総医療費も、37万5,349円、37万3,135円、40万172円と、令和2年度はコロナウイルス感染症の受診控え等から減少しましたが、年々増加傾向にあります。

一般会計繰入金ですが、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応分繰入金を除き、すべて法令や国の通知で決まっている繰入れだけを行っています。出産育児一時金繰入金は一時金の増額により増加しています。

国保の財政調整基金の年度末残高です。年度末残高は5億円前後で推移しております。

国保税率は先ほど説明したとおりです。

最後に収納率ですが、令和元年度は房総半島台風等の影響により、収納率は少し下がりました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が難しい納税者に対しては、納税相談を中心に、滞納整理に関して

は慎重に対応したところです。令和3年度以降は、房総半島台風や新型コロナウイルスの影響は、少なからずあるものの、催告書の発送など、時期を見極めながら滞納整理を進めた結果、現年度収納率は房総半島台風以前まで回復し、収納率は上がっています。

それでは、特定健診未受診者対策業務委託事業について説明いたします。特定健診の受診率は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う受診控えに加え、総合検診の中止や感染防止のための予約制導入などの影響もあり、新型コロナウイルス流行前を大きく下回っており、県内53位となっている状況です。そこで特定健診受診率の向上を図るため、県の補助「国民健康保険保険者努力支援交付金」を利用して、いままで実施してきた取組に加えて、二つの受診勧奨方法を新たに実施します。

一つ目は、平成30年から令和元年まで実施した特定健診未受診者に対する人工知能AIを活用した受診勧奨を再開します。これは受診履歴や健診結果などを基に対象者に合わせた受診勧奨資材を個人通知するものです。

二つ目はナッジを活用したショートメッセージサービスによる受診勧奨を実施します。これは健診対象者のうち携帯番号が登録されている方の携帯電話やスマートフォンへ封書やハガキなどに比べ開封率が高いショートメッセージを送信し受診勧奨をするものです。5ポイント受診率を向上させることを目標に取組をしていきます。

引き続きまして、審議事項3「館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例案」についてご説明いたします。国の健康保険法施行令の一部改正に伴い、館山市国民健康保険条例第6条（出産育児一時金）を42万円から50万円へ引き上げようとするものです。施行期日は令和5年4月1日からとなります。なお、経過措置として、施行の前日に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給額については、なお従前の例によることとします。

< 質疑応答 >

【 質疑 】

事業費納付金がかなり増えていて、特に一般医療費分が5千万ちょっと、一般後期分が4千万ちょっと、増えているのは5.3%、9.9%とか。納付しなければいけないお金が急激に増えたようですが理由は为什么呢か。

【 回答 】

前年度と比べて事業費納付金が増えた理由ですが、県の担当者に確認したところ、まず、医療費分については、一人当たりの医療費が県全体として伸びていること、それと、後期高齢者支援金分についても、一人当たりの負担分が増えていることで増加をしております。なお、館山市の独自の理由としては、令和3年中の所得が伸びていることで所得シェアの割合が増えたことから事業費納付金が令和5年度伸びています。

【質疑】

一番心配しているのは財政調整基金の増減ですが、令和5年4月の当初予算が保有額1億9500万円、令和4年度が5億に達していますが、その辺はどのように見たらよいのでしょうか。

【回答】

今年度末の国保の財政調整基金の保有額ですが、例年と同程度の5億円程度を見込んでおります。ただ、5年度当初につきましては、3億5千万ほど取り崩しをしますが、あくまでも一時借り入れのようなかたちで、年度末にまた2億円ほど戻すようになります。

【質疑③】

国保の広域化がはじまり、メリットとして安定化が図られるという部分は確かにあると思います。一方でメリットと逆に気を付けていかなければいけないことがあれば教えていただきたいと思います。

【回答③】

県に納付する事業費納付金が昨年度と比較いたしまして一人あたり約1万3千円増えております。令和5年度については、基金を取り崩しまして対応してまいりますが、それ以上増えていくような、同程度の負担が生じるようになりますと、歳入を増やしていかななくてはいけない状況となります。国保税の税率の見直しについても検討していかなければいけないところですし、被保険者の方に対しては医療費の削減等、引き続き、適正な受診等を周知して抑制をしていきたいと考えております。

【質疑】

特定健診が県内53位ということで何か理由があるのでしょうか。

【回答】

コロナによる高齢者の受診控えと、コロナのワクチン接種をする際に、個別検診を中心にしたというのも大きな影響があると思います。

安房は総合検診に受診をしてもらうよう今まで周知してきたので、施設のほうにまだ受診をするというところが不慣れなところもあると思うので、その辺を少し改善して周知をしていきたいと思っております。

<意見>

【意見】

人口の問題が一番のポイントで、生産人口が段々少なくなってきた、ただ高齢者の方もある程度少なくなってきた、その辺のバランスが館山市はどう考えてもよくないですね。やっぱり一番のポイントは生産年齢が増えてき

て、しっかりこの地域を支えてくれるような方向性というのを考えていかなければいけないと思います。

《審議事項結果（答申）》

審議事項（１）令和４年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案、
審議事項（２）令和５年度館山市国民健康保険特別会計当初予算案、
審議事項（３）館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例案、

については、原案どおり承認する。